

令和3年1月22日

保護者 各位

岡山県立水島工業高等学校
校長 森 尚 貴

新型コロナウイルス感染症に係る出欠の取扱い等について

保護者の皆様におかれましては、平素から本校の教育活動に御理解御協力をいただくとともに、新型コロナウイルス感染症への対策においても、御家庭においても御対応くださり、感謝しております。

さて、このたび感染状況の改善が見られないことを受け、県教育委員会が「地域ごとの行動基準」を判断する際の「地域の感染レベル」を引き上げました。これに伴い、令和3年1月18日付け、教保健第306号により、県教育委員会から次のとおり通知（関係する箇所を抜粋）がありました。変更点に下線を付してお知らせしますので、御確認ください。

1 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安

- (1) 生徒本人の感染が判明した場合
- (2) 生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- (3) 生徒等に発熱等の風邪の症状がみられる場合
- (4) 生徒等の同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合

出席停止とする期間は、上記(1)については、保健所等が指示する日まで、(2)については、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間、(3)(4)については、症状がみられなくなるまでとする。

(4)についてはこれまで、保護者の申し出により「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とし、欠席扱いとしないこととしておりましたが、今後は出席停止として扱うこととなります。いずれにしても、保護者の申し出が必要となりますので御承知おきください。

また、これとあわせて部活動についても感染症対策の徹底があらためて求められていますので、顧問の指示に従ってください。